



(奈良)

奈良・平城京跡(1)

1 所在地 一・二・三 奈良市法華寺町、四 奈良市横領町、

五 奈良市三条大路二丁目

2 調査期間 一 一九九七年(平9)七月～一〇月、二 一九

九八年一月～二月、三 一九九七年一〇月～一
月、四 一九九七年一一月～一九九八年三月、五
一九九七年五月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 八世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構
の概要

一九九七年度に奈良国立文化財研究所が行なつた平城京内の発掘調査では、次の五件(六カ次)において計七七二点の木簡が出土した。

S B七一一〇は、調査区東端で検出した十坪の南に開く門で、二条条間路と東二坊坊間東小路がT字に交差する地点に面している。基壇はほとんど削平され、また、南西の一部を調査したのみであるが、桁行三間、梁間二間、柱間一五尺等間の門に復原できる。門の造営時期は、基壇構築の際に埋め立てたSD七〇九〇Aから出土した最新の紀年木簡が天平二〇年(七四八)であることから、これ以後ということになる。門の建つ位置や、造営時期からみて、この門は、北に占地された法華寺の中心伽藍・付属施設・阿弥陀淨土院などを含めた寺域全体の南辺中央部に設けられた門と考えられる。

一 左京二条二坊十・十一坪、二条条間路(第一八一次調査)

この調査は分譲住宅建設に伴うもので、面積八七〇m²の調査区を設けて実施した。主な検出遺構には、二条条間路SF七〇九五及びその北側溝SD七〇九〇、南側溝SD七一〇〇、門SB七一一〇などがある。

S F七〇九五は路面幅約一二m、側溝心々間約一六・二mを測る。

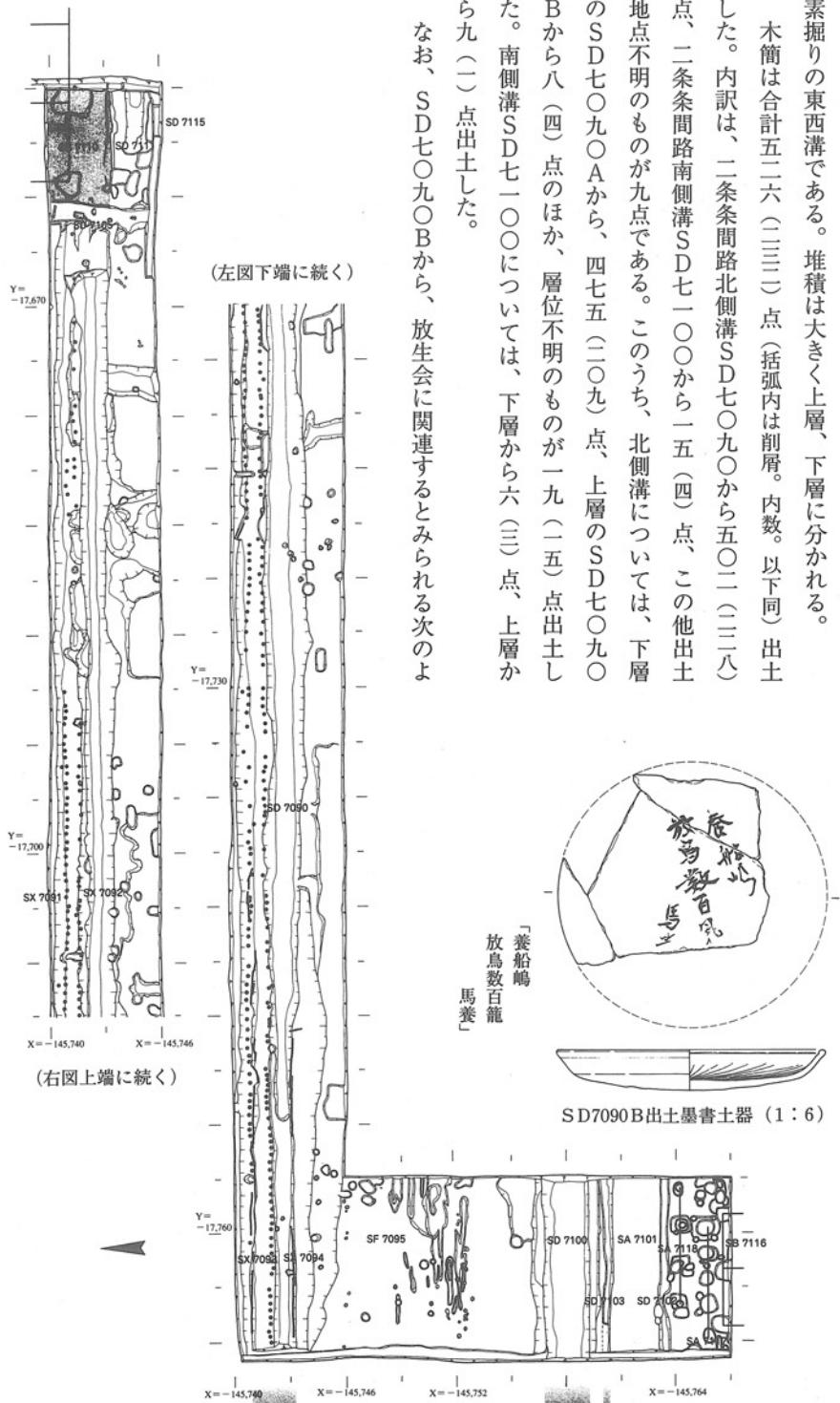
SD七〇九〇は長さ約一〇mにわたり検出した素掘りの東西溝で、奈良時代中頃に改修されている。改修前の溝SD七〇九〇Aは、幅約三・八mで、東流している。改修後の溝SD七〇九〇Bは、幅約二・〇mで西流し、当初の流水方向とは逆転している。この改修は門SB七一一〇の基壇がSD七〇九〇Aを埋め立てた上に築かれていることから考えて、この門の造営に伴うものとみられる。

SB七一一〇は、調査区東端で検出した十坪の南に開く門で、二条条間路と東二坊坊間東小路がT字に交差する地点に面している。基壇はほとんど削平され、また、南西の一部を調査したのみであるが、桁行三間、梁間二間、柱間一五尺等間の門に復原できる。門の造営時期は、基壇構築の際に埋め立てたSD七〇九〇Aから出土した最新の紀年木簡が天平二〇年(七四八)であることから、これ以後ということになる。門の建つ位置や、造営時期からみて、この門は、北に占地された法華寺の中心伽藍・付属施設・阿弥陀淨土院などを含めた寺域全体の南辺中央部に設けられた門と考えられる。

SD七一〇〇は、約一三mにわたって検出した、幅約四・六mの素掘りの東西溝である。堆積は大きく上層、下層に分かれる。

木簡は合計五二六（二三三）点（括弧内は削屑。内数。以下同）出土した。内訳は、二条条間路北側溝SD七〇九〇から五〇二（二二八）点、二条条間路南側溝SD七一〇〇から一五（四）点、この他出土地点不明のものが九点である。このうち、北側溝については、下層のSD七〇九〇Aから、四七五（二〇九）点、上層のSD七〇九〇Bから八（四）点のほか、層位不明のものが一九（一五）点出土した。南側溝SD七一〇〇については、下層から六（三）点、上層から九（二）点出土した。

なお、SD七〇九〇Bから、放生会に関連するとみられる次のよ



第281次調査遺構平面図（1:400）

うな墨書き底部外面にもつ土師器皿が出土した。

「養船嶼」

放鳥數百籠

馬養

外面はナデ調整を、内面は一段の放射暗文を施している。

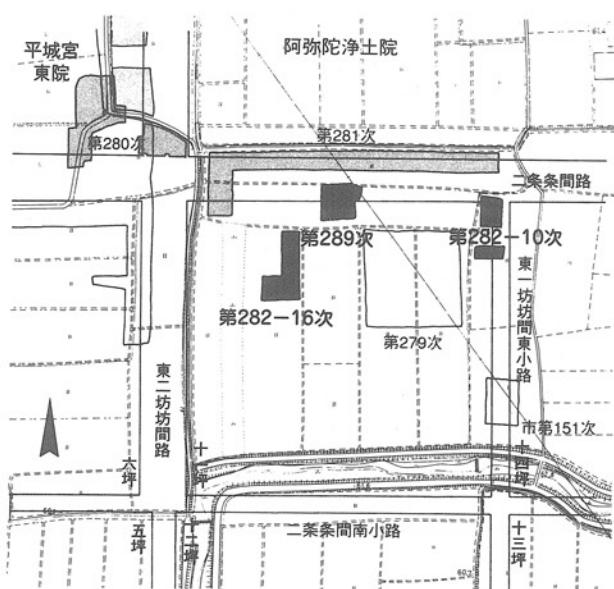
二 左京二条一坊十一坪（第一八九次調査）

この調査は分譲住宅建設に伴うものである。第一八一次調査区のすぐ南にあたり、左京二条二坊十一坪を東西に二分する地点を含む。

検出した主な遺構は、二条条間路SB七〇九五及びその南側溝SD七一〇〇、奈良時代前半の東西溝SD七一九〇A・B、同じく奈良時代前半の掘立柱建物SB七二九一・七二九二、奈良時代後半の門SB七三〇〇、同じく奈良時代後半の東西溝SD七二九五A・Bなどである。

SF七〇九五は南端のみ検出した。SD七一〇〇は、幅四・五m、深さ〇・七mの素掘りの溝。土層は大きく上層・下層に分けられる。SD七二九〇Aは、幅〇・四m、深さ〇・五mの素掘りの東西溝である。調査区西端のみで検出し、大部分はSD七一九〇Bと重なつてゐるが、本来は調査区を東西に貫流していたと思われる。

SD七二九〇Bは、幅一・六m、深さ〇・六mの素掘りの東西溝である。SD七二九〇Aと同じく南側溝SD七一〇〇の南肩から約



左京二条二坊十一坪調査位置図（1:3000）

二・〇mの間隔をおいて流れる。SD七一九〇Aを拡幅して調査区西端で北折させたもの。土層は大きく上層、下層に分けられる。上層は人為的な埋土で、下層は堆積土である。調査区西半では、最下層に木屑を多く含む砂層を検出した。下層から郡里制下の付札が出土し、最上層から奈良時代初頭の土師器が出土しているので、比較的の短期間で埋め戻されていることがわかる。十一坪内の排水を南側

溝に流すために設けられた溝と思われる。

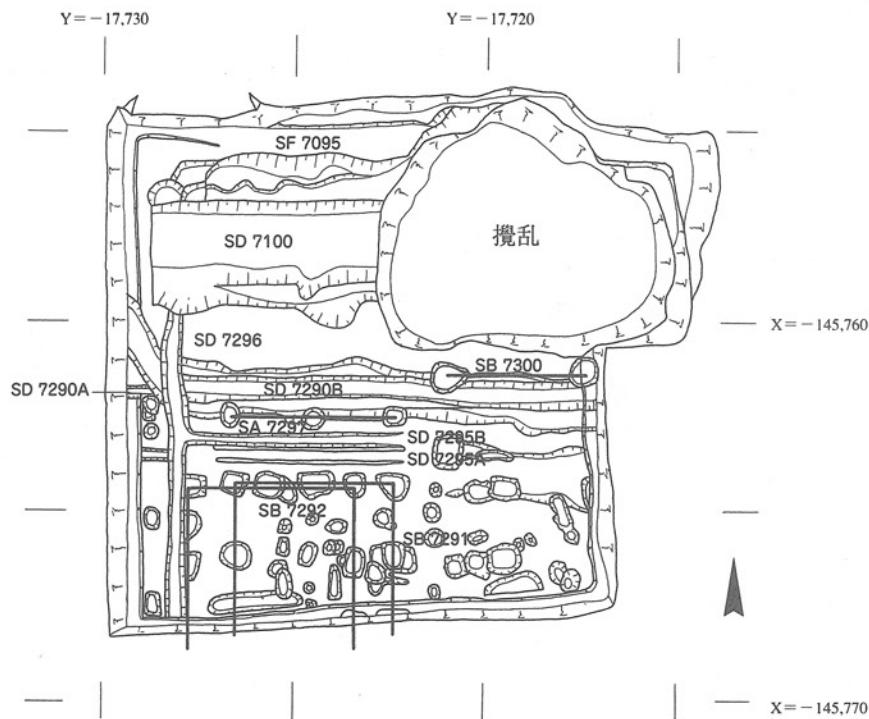
SB七二九一・SB七二九二は、いずれも十一坪内の南北棟建物で、桁行三間以上、梁間二間で、柱間は七尺等間である。東西にわずかにずらして建て替えていたが、柱穴の重複はなく、いずれが古いかは決められない。これらの柱を抜き取った後に、後述するSD七二九五Aの木樋を据えている。

SB七三〇〇は、左京二条二坊十一坪の北に開く棟門である。柱間約三・九m（二三尺）。東西溝SD七二九〇Bを埋め戻した後に築かれている。この門の存在から、この東西延長上、つまりSD七二九〇Bを埋めた上に十一坪の北面築地が造られたことが想定できるが、築地基底部の積土は削平されていて検出できなかつた。

SD七二九五Aは、門SB七三〇〇に取り付く築地の南雨落溝である。調査区中央部分では幅約四五cm、現存長約四・〇mの木樋を設けているが、それ以外は幅約〇・六m、深さ約一五cmの素掘溝である。木樋の四隅に沈下防止用の瓦を敷いているが、うち一点は六六三C b型式の軒平瓦であり、木樋、さらには築地、門SB七三〇〇の造営時期が平城還都後に降ることが推定できる。

なお、築地北雨落溝は検出しておらず、二条条間路南側溝SD七一〇〇と兼用していたと考えられる。

SD七二九五Bは、SD七二九五Aを北にずらして付け替えたもの。調査区中央部では幅四〇cmの木樋を設けていた。北側板は現存



第289次調査遺構平面図（1：200）

1997年出土の木簡

長約〇・八mであり、南側板はSD七二九五Aの木樋北側板をそのまま用いている。木樋以外の部分では幅〇・四m、深さ一五cmの素掘溝である。

木簡は合計三二点出土した。内訳は、SD七一〇〇から一三点、SD七二九〇Bから一八(二)点、SB七二九二の柱穴から一点である。

三 左京二条二坊十一坪(第二

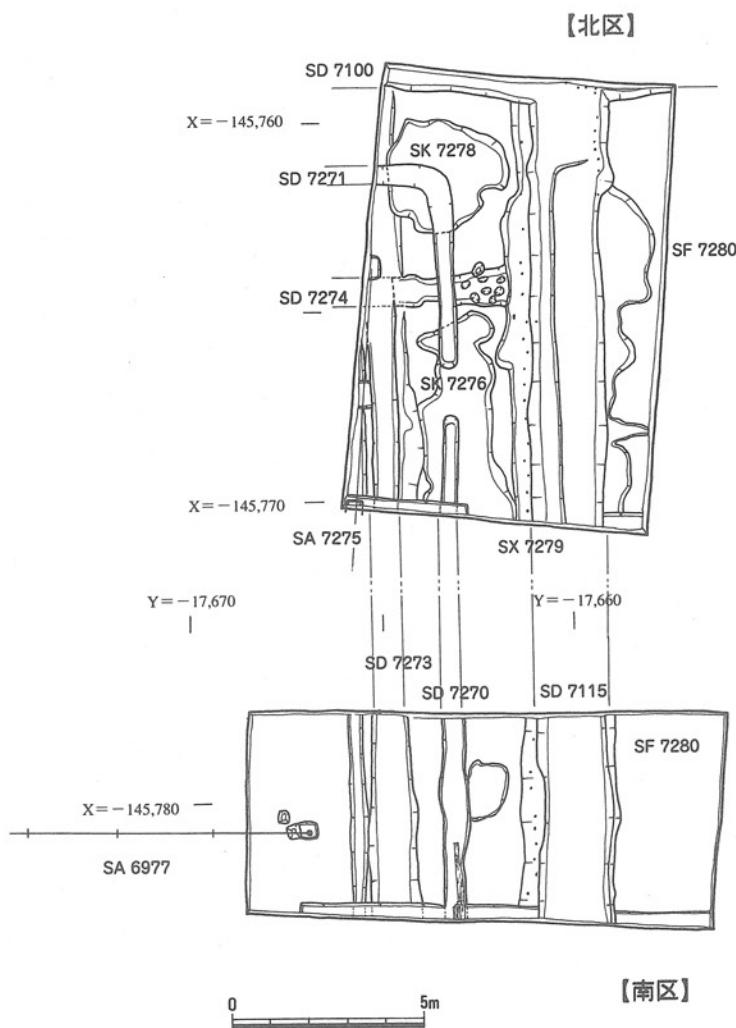
八一一〇次調査)

この調査は個人住宅建設と駐車場建設に伴うもので、南北に近接した二つの調査区を設定して実施した。調査面積は計一五〇m²。遺存地割では左京二条二坊十一坪東面の東二坊坊間東小路と北面の二条間路が交差する地点、及び交差点の西南部分の坪内にあたる。

検出した主な遺構は、東二坊坊間東小路SF七二八〇及びその西側溝SD七一一五、二条条間路南側溝SD七一〇〇、東西溝SD七

一七四、南北溝SD七一二七〇、東西溝SD七一二七一、南北溝SD七二七三、土坑SK七二七六などがある。

東二坊坊間東小路西側溝SD七一一五は上端幅一・〇m、底部幅一・四m、深さ約〇・七mの南北溝である。



第282-10次調査遺構平面図 (1:200)

SD七一七四は幅〇・八m、深さ一五cmの東西溝で、北区の中程で西側溝SD七一一五に流れ込んでいる。底部には直径二〇cm前後の浅いくぼみが連続しており、底石を抜きとった痕跡とも考えられる。西側溝SD七一一五の東側は東二坊坊間東小路の路面敷SF七二八〇にある。やや東に向かって高くなっているが、舗装を施していた形跡はない。

二条条間路南側溝SD七一〇〇については溝の南肩を検出したにとどまる。溝の堆積土は西側溝SD七一一五と一体となっている。

南北溝SD七二七〇は西側溝の西肩から一・九一・〇mの間隔をおいて西にある、断面が箱形の南北溝で、北端は西に延びる東西溝SD七二七一に接続する。東西溝SD七二七四よりも古い。幅四〇一六〇cm、深さは二五cmほどで、北区の中で一・二mの間途切れており、この部分に向かって南北から溝底が次第に浅くなっている。溝の中には南区で薄い板材が重なった状態で埋まつており、また平城宮一期ないし二期に属する時期の土師器片が多く出土した。

東西溝SD七二七一も二条条間路南側溝SD七一〇〇の南肩から約二mの位置にある。このL字形に続く溝は、道路側溝の内側で十坪を囲む施設と推定される。

SD七二七三は西側溝SD七一一五の西肩から三・一・三・六mの間隔をおいた位置にある、幅八〇一一二〇cm、深さ約二〇cmの南北溝である。この溝は小路西側溝との間に想定される築地塀の西側

雨落溝と考えられる。

なお、この築地塀想定位置には築地の痕跡はなく、浅い不整形の土坑SK七二七六があり、木簡や木製品などが腐植質土とともに堆積していた。

木簡は合計五四(一)点が出土した。内訳は、東二坊坊間東小路西側溝SD七二七四から三点のほか、出土遺構不明のもの四点がある。

四 右京三条一坊三・四坪(第二八八・二九〇次調査)

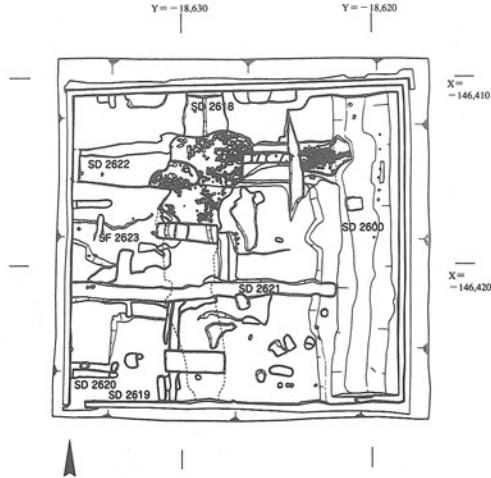
この調査は工場改築に伴い実施したものである。調査地は平城宮の南端から四〇〇m南に位置する。調査は第二八八・二九〇次の二次にわたって行ない、総面積は約二〇〇〇m²である。

第二八八次調査区は北区と南区に分かれる。

北区(約四〇〇m²)では、朱雀大路と三条条間南小路の交差点の検出を目的とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇、その西側に想定される三・四坪東辺築地塀西側の南北溝SD二六一八、三条条間南小路SF二六二三、及びこの南側溝SD二六二一、北側溝SD二六二二のほか、溝三条などを検出した。

このうちSD二六〇〇は奈良時代を通じて機能した。一方、三条条間南小路は当初造られず、三・四坪東辺をSD二六一八が貫流しており、少なくとも三・四坪は一括した占地が行なわれていたらしい。その後、三条条間南小路を設けてこの部分のSD二六一八を埋

1997年出土の木簡



第288次調査北区遺構平面図（1：400）

め、三・四坪は分割される。但し、三条条間南小路東端の朱雀大路西側溝SD二六〇〇を渡る部分に橋が設けられたような痕跡はない。南区（約六〇〇m²）は四坪内の宅地の様相を明らかにすることを目的とし、堀二条、掘立柱建物七棟、溝二条、井戸二基、土坑二基などを検出した。

第二九〇次調査区は、東区と北西区に分かれる。

東区（約九〇〇m²）は、三坪内の様相を明らかにすることを目的

とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇のほか、堀五条、掘立柱建物四棟、溝一条などを検出した。

北西区（約一〇五m²）は、西一坊坊間東小路の検出を目的とし、同小路SF二六四二一、及びその東側溝SD二六四〇、西側溝SD二六四一などを検出した。



右京三条一坊三・四坪調査位置図（1：3000）

このうち、木簡は、第

二八八次北区及び第二九

〇次東区の朱雀大路西側

溝SD二六〇〇から合計

二一点出土した。SD二

六〇〇は、幅約三・〇m、

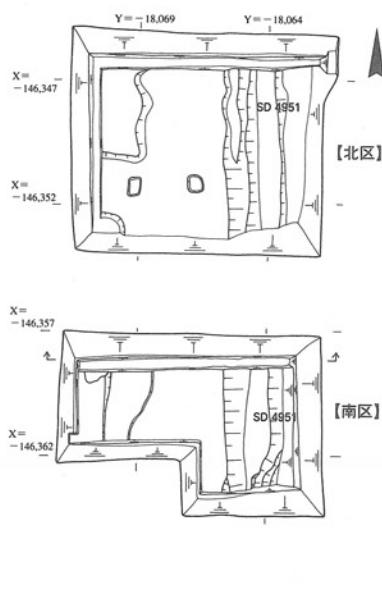
深さ約〇・九mで、両岸

に部分的に護岸の杭が残
つていた。

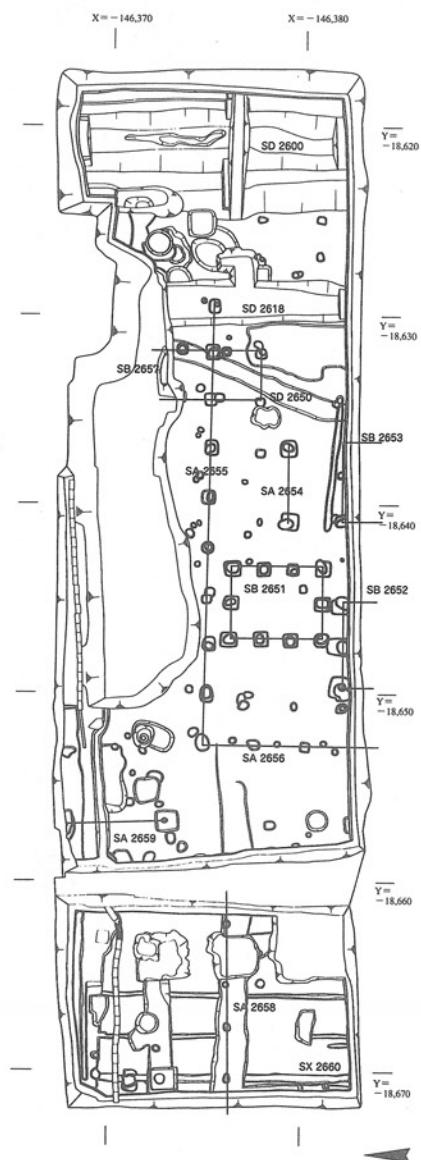
五 左京三条一坊十四

坪（第二八二—三次調査）

この調査は店舗建設の事前調査である。左京三条一坊十四坪東辺のほぼ中央部にある位置に、南北二つの調査区を設定した。検出した主な遺構は、東一坊大路西側溝SD四九五一である。この溝は一九九七年度の第二七四次調査（平城宮小子門南の東面大垣の調査。本号六頁、山下信一郎「奈良・平城宮跡」参照）、一九六五年度の第三一次調査（平城宮東南隅の調査）、一九九二年度の第二三四—九次調査（左京三条一坊十六坪東辺の調査。本誌第一五号）、一九七九年度の第一八一八次調査（左京三条一坊十五坪東辺の調査。本誌第二号）などで木簡が出土した溝の下層にある。土層は大きく一層に分かれる。木簡はSD四九五一の下層を中心の一三九（一一一）点が出土した。



第282—3次調査
遺構平面図（1：300）



第290次調査南区
遺構平面図（1：400）

8 木簡の釈文・内容

一 左京二条二坊十・十一坪、二条条間路（第二八一次調査）

一条条間路北側溝SD七〇九〇A

〔野守カ〕

(1)

(98) × (26) × 3 081

(7) 進上 簡カ子

卷之三

(2) 宿侍司人 真人萬呂火司 息萬呂右三人 六月八日」 209×(26)×5 0118

九月七日角万呂

(104) × (18) × 4 081

(3) 「後宮務所」任大見治人氷乱

(3) 「後宮務所 任大見治人氷乱
・「□□□九月一一日□」
〔閏カ〕 (177)×(16)×2 081*

(9)
兵衛少少初位
『請數』

進上。御倉條架八枝又御垣
木二枝合十枝

・

(121) \times (12) \times 3 081

○「鯨」六年四月廿六日木守角万呂

(10) 廣
端
郡
下
長
倉
里
粳
春
俵
<

156×17×5 0322

(5)
上
諾
事

(11) 尾張国丹羽郡□里白米五斗

173×17×3 051

7年出土の木簡

付
神人荒尾
〔神
龟
六
カ〕
年二月十七日大生〔〕
(223)×35×2 019

(13)

(81) × 20 × 4 081

(14) 「▽近江国浅井郡益」

・「▽□□□□□□□」

208×24×3 032

・「▽守マ阿止見三斗 右六斗」

197×30×5 033

(15) 「▽近江国□□×

〔井カ〕

182×20×3 033

(16) 「▽浅井郡新家」

〔里カ〕

・「▽越中国羽咋郡邑知郷衛士乃止臣吉万田」

199×24×4 065

・「▽□主寸石」

〔勝カ〕

135×16×2 033

(17) 「近江国伊香郡余領郷戸主粟田臣船麻呂戸粟田臣=」

＝牛麻呂庸米」

・「▽越中国鳳至郡小屋郷宮作衛士車以マ牛甘」

151×19×6 032

(18) 「一俵 天平廿年九月廿六日」

＝

216×28×3 051*

・「▽美濃国不破郡□□里勝族百足庸□」

・「青海郷」

〔波カ〕

〔戸主カ〕

〔作カ〕

202×25×5 032

(19) 「▽□野国本櫟郡栗栖田郷刑マ石寸」

」 195×23×4 032

・「六斗神」

〔龟カ〕

(128)×23×4 019

(25) 「▽丹波国水上郡春マ里生マ真君俵▽」

218×20×5 031

(26) 「▽庸米六斗」

」 178×23×3 033

・「▽廣」

〔国カ〕

(128)×22×4 033

(20) 「▽美濃国山県郡丸マ□万田口斗」

197×30×5 033

・「▽守マ阿止見三斗 右六斗」

- (27) 「 \vee 丹波国何鹿郡文井郷榎本里□□ Δ 加乎一|人六斗 \vee
245×25×5 031」
172×32×5 032
- (28) 「 \vee 佐須里伊支須一|斗」
158×23×4 032
- (29) 「上岡里人□マ□□〔廣庭カ〕」
(140)×17×3 051
- (30) 「 \times 郡法太里 \vee 」
• □人俵 \vee 」
(84)×33×4 039
- (31) 「 \vee 美作国真嶋郡□」
• 「 \vee 天平 \times 」
(89)×(14)×5 039
- (32) 「 \vee 備前国乾意毗毫斗伍升 \vee 」
225×22×8 031
- (33) 「 \vee 備前国大来郡八浜里御調
• 「 \vee 魚腊一斗五升」
(143)×21×3 039
- (34) 「 \vee 安芸国佐伯郡中□□□
[]」
(79)×23×3 039
- (35) 「 \vee 周防国大 \times 」
(74)×17×5 039
- (36) 「淡路国御原郡□□里[]」
212×(9)×5 081
- (37) 「 \vee 阿波国板野郡田上郷
• 「 \vee 口主宗何マ麻呂庸米」
(147)×(19)×6 039
- (38) 「 \vee 阿波国板野郡□□□□□□
〔阿波カ〕〔板野カ〕」
• 「 \vee □□国□□ \times 」
(157)×28×5 019
- (39) 「 \vee □□□□□□
〔家里物マカ〕〔俵カ〕」
(84)×(12)×6 039
- (40) 「 \square □□□□□□□□□□□□
〔高井郷カ〕」
136×22×6 033
- (41) 「 \vee 阿波国名方郡佐濃郷
• 「 \vee 刀祢阿曇マ古万呂
同マ佐婆」」
168×23×4 031
- (42) 「 \vee 讃岐国香川郡成□秦公蓑 \vee 」
〔会カ〕」
177×18×7 051*
- (43) 「 \vee 讃岐国多度郡御井郷神奴鳥庸米六斗
• 「 \vee 神龜五年」」
33
- (44) 「 \square □郡日地郷川音里」
〔]」
(124)×26×4 059

(45)	「√田比之弘鹿皮三枚」	132×27×5	032
(46)	□田 唐米六斗」	(113)×22×6	019
(47)	・「√平□□□〔唐カ〕」	151×23×2	033
(48)	「□□△富乎五斗私△枚石一斗并六斗」	194×(17)×4	081
(49)	・□□ □ □主春△公酒人五斗△」	231×(23)×4	039
(50)	×里大□□〔斗カ〕□五△」	(127)×(14)×6	039
(51)	「√度田里廷一連」	141×27×5	032
(52)	□□嶋一俵△」	(89)×29×5	039
(53)	「√五斗七升	(111)×20×5	039
(54)	・□部鄉「□□」	(63)	「√緋□〔糸カ〕三[両]五分」
(55)	□□首鄉	(73)×(11)×4	081
(56)	・「□□□□□」	(146)×29×5	039
(57)	五斗 和銅八年八月八日△」	187×22×3	032
(58)	□□□□□年八月十日△」	114×22×3	032
(59)	・「√□部□□麻呂進交易錢一貫」	119×26×4	032
(60)	・「√校丸部嶋守一月廿九日」	70×20×2	032
(61)	「√六百十八文」	(78)×(8)×2	081
(62)	・□□□〔錢甘カ〕□文」	96×27×4	031
(63)	・□□万匁」	115×18×4	032

- | | | |
|------|---------------------------------------------------------------|-----------------|
| (66) | ・「▽耳中マ田」
「▽右八月□× | |
| (67) | 「▽七氣丸求給遣无離中丸尔在▽」 | |
| (68) | □比壳太利 破奈利古 米宇□ | 222×22×3 043 |
| (69) | 「束十四口不十□□參束 廿口□□」 | (59)×20×4 039 |
| (70) | ・「子木堅□□六長□□○□□□□□」 | 182×(11)×5 081 |
| (71) | ・「○□□□□□」 | |
| (72) | ○板附平釘廿八長八分 | |
| (73) | 「□□五十四□□ 前輕マ黒柄六十」 | 319×32×4 011 |
| (74) | □女若子人□三斗 □□ | (140)×(8)×5 081 |
| (75) | □前勝万呂 秦首経
□物□安万呂
□名□万呂
□□□□秦常法万
□□□□葛野連
□夜麻連益国 | (173)×55×5 081 |
| (76) | ・「大原史栗栖万呂」 | |
| (77) | ・「□□□□□」 | |
| (78) | □□□□大麻呂 | (101)×18×2 019 |
| (79) | ・「神人部□ (表面)
・「□□ (裏面) | 399×18×5 065 |
| (80) | ・「□□ (右側面) | |
| (81) | ・大尔波女 | |
| (82) | ・「大私 | |
| (83) | ・「大生 | |
| (84) | 大村 | |
| (85) | 右五人 | |
| (86) | (259)×25×2 081 | |
| (87) | (47)×(20)×2 081 | |

(82) 「大」足

〔天地汽〕

(40)×(16)×3 081

□廣國

(75)×23×3 019

36

(83) 尾張□□

(34)×14×2 081

□舍人

(103)×(15)×3 081

(87)

〔五〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

斗

八

升

〔儀〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

〔儀〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

〔儀〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

〔儀〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

〔儀〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

〔儀〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

〔儀〕

遣

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

(88) 「夜」

〔夜〕

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

(89) 「道」

〔道〕

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

(90) 「謹解」

〔謹解〕

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

(91) 「孔子」

〔孔子〕

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

(92) 「上」

〔上〕

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

(93) 「孔子」

〔孔子〕

栗

米

甘

五

粟

食

料

管

荒

舟

一

人

1997年出土の木簡

二条条間路北側溝SD七〇九〇B

94

(105)

四
理太

160

出土地点不明

(96)

160

(97)

100

(98)

10

(99)

(100)

10

(101)

160

(102)

160

(103)

160

(104)

I60

廿四田幸行 (186) × 16 × 4 059

•
[]
•
[]
•

〔10〕
秦足人恐々頓首啓
〔冀件尊宅カ〕
□□□享恩沢
侍者右令須來月望

(109) 上物マ宮万呂
□ (177)×(10)×7 081

由加□□御□
男□君□

卷之三

書田幸行 (186) × 16 × 4 059

(11) ×調綿壺×

(32)×25×4 081

「鮭三隻□」

(62)×20×4 019

(112) □古万呂」

(102)×8×7 019

・上十丈マ尔□」

(127)×15×3 081

(113) 玉作□□



・大伴得□□



・『下』

450×49×6 011

(114) 「書□」(コノ他、表裏二人面・動物画ナドアリ)

(127)×15×3 081

S D 七〇九〇A (改修前) 出土の木簡では、年紀を記したものと

して、⁵⁷の和銅八年(七一五)、⁴³の神亀五年(七二八)、²⁴の神「亀
カ」(七二四・七二九)、¹⁷(23)56の天平一〇年(七四八)、³¹の天平：

(七二九・七六七)がある。これらを含め、郡里制下(大宝元年「七
〇一」～靈亀三年「七一七」)の年紀または地名表記をもつものが九点、
郡里制または郡郷里制下(大宝元年「七〇一」～天平一二年「七四〇」)
のものが四点、郡郷里制下(靈亀三年「七一七」～天平一二年「七四
〇」)のものが五点、郡郷里制または郡郷制下(靈亀三年「七一七」
～)のものが九点、郡郷制下(天平一二年「七四〇」～)のものが三
点ある。これらの分布をみると、調査区中央部の約四〇mの範囲で

は郡郷里制以後(七一七～)のものが集中し、郡里制のものがみら
れないのに対し、その他の地区はほとんど郡里制のもので占められ
るという際だつた偏りを示す。

内容をみると、後宮務所からの文書木簡⁽³⁾が注目される。文意は

不明であるが、「後宮」の語が律令の規定通り用いられていたとす
ると、妃、夫人、嬪を指す。出土したのが現法華寺、つまり藤原不
比等邸のすぐ南であったことを考慮すると、立后前にここに居住して
いた聖武夫人藤原光明子にあたる可能性が高く、この木簡は光明子
の家政機関から発給された文書ということになる。なお、以上の推
定が正しければ、日付が「閏九月一日」とすると神亀四年(七一七)
以外に可能性はなく、光明子が皇子を出産する(閏九月二九日)直
前である。他に光明子に關係する可能性があるものとしては、「右
大殿」と記した付札⁽⁶⁵⁾がある。これが右大臣を指すとすれば、藤原
不比等、長屋王あるいは藤原武智麻呂が候補となろう。

また、付札が多いことが注意される。貢進地別にみると、駿河国
駿河郡古家里(12)(13)、近江国浅井郡(14)(15)(16)、丹波国氷上郡(25)
(26)、阿波国板野郡(36)(37)(38)に偏りがある。税目をみると、庸米付
札(17)(18)(19)(37)(43)(44)(46)(47)など明記されたもの八点、その他可能性の高いもの
四点⁽⁴⁸⁾が多い。これには越中國衛士養錢付札(22)(23)も併せて考えるべ
きであろう。なお、(23)にみえる「宮作衛士」は、宮の造営に携わる
べき衛士が存在したことを示しており、軍防令第一一条衛士上下条

の「即非別勅、不得雜使」の規定との関わりで注意される。

この他、宿直を報告する文書木簡(2)、造営資材に関する木簡(4)(5)

(70)、左衛士府関係の付札(64)、薬の封緘木簡(67)、論語の習書(92)(93)、錢付札など錢に関するもの(59)(60)(61)(62)が注意される。なお、(59)の錢付札にみえる丸部嶋守は、正倉院文書に天平一一年（七三九）から天平

一二〇年（七八八）頃にかけて経師などとしてみえる人物と同一人か。
(66)にみえる「耳中」は後に「紀」に改められた（『続日本紀』宝亀四年五月辛巳条）が、「続日本紀」以外の史料ではこれが初出であろう。

(6)裏面の「年」は則天文字を用いる。

SD七〇九〇B（改修後）からは和銅□年九月とみられる年紀をもつ(67)が出土した。削屑であり、木簡作成の日付を示すか否かは不詳。SD七一〇〇では、上層から神龜元年（七一四）の年紀をもつ文書木簡(68)が出土している。

二 左京二条二坊十一坪（第二八九次調査）

二条三条間路南側溝SD七一〇〇

- (1) 「 
中上 生マ由〔美カ〕 生マ豊〔神カ〕 152×(20)×5 081
- (2) •「美濃国片県郡□□」
•「 」
•「 」
•「 」
•「 」
(155)×21×3 019
- (3) 「          <img alt="Square seal impression" data-bbox="8335 585 8355

掘立柱建物S D七一九二柱穴

・「丹波国多紀郡宗マ□

・「主和尔マ黒麻田庸×

(120)×27×5 039

「九百_{〔枝カ〕} 笠作古_{□□}」
117×19×3 032

・「大伴マ田毛流七斗五升

・「□_{〔舍カ〕} □_{〔人部足□〕} □_{〔天地逆〕}

(156)×(14)×5 051

S D七一〇〇出土木簡の中には、郷里制下、恐らく神龜元年(七一四)と見られる年紀を持つもの(4)がある。また、庸米付札も見られ(5)(6)、第二八一次調査の一条条間路北側溝S D七〇九〇出土

木簡と共に通する傾向がうかがえる。

三 左京一條二坊十一坪(第一八一—一〇次調査)

東二坊坊間東小路西側溝S D七一—五

「参河国宝飫郡度津郷_{〔海松カ〕}六斤大」
145×21×2 032

(186)×(19)×4 081

〔令申

・「為為_{〔令勝進進〕}□□」
129)×31×4 019

(10) (166)×16×1 019

〔当月人 □

・「為月別流下水□□□」
232×18×7 033

(11) (136)×(16)×6 081

〔美濃国安八郡大田郷〕

建建諸諸諸諸諸□
129)×31×4 019

(12) (87)×29×3 039

・「大_{〔田〕}君_{〔酒カ〕}□□米六斗俵」

建建諸諸諸諸諸□
129)×31×4 019

(13) (136)×(16)×6 081

・「播磨国鴨郡

東西溝S D七一七四
129)×31×4 019

(14) (87)×29×3 039

・「猪_{〔甘カ〕}□□マ□六□

東西溝S D七一七四
129)×31×4 019

(15) (87)×29×3 039

(5) 木本村御贊_{〔飼カ〕}

(82)×18×3 081

S D七一五出土のものは、村を単位に貢納されたと思われる贊の付札(5)が注目される。そのほか郷里制施行(七一七年)以後

木簡である。春宮坊関係の木簡は、第三二次調査において検出した、この溝の上流にあたるSD四九五一、及びこれに合流する二条大路北側溝SD一二五〇、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇などから奈良時代後半のものが出土している（『平城宮木簡』三）。また、

第三二次調査区の北方にあたる第一〇四次調査でも、SD四九五一の小子門を越えた宮内の上流部にあたると思われる南北溝SD三二三六から、やはり奈良時代後半のものと考えられる春宮坊関係木簡が出土している（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二）。さらにその上流、造酒司推定地の南を調査した第二五九次調査でも、宮内道路南側溝SD一一六〇〇から同様の奈良時代後半のものが出土している（本誌第一八号）。今回の第二八二一三次調査出土の（1）は、年代を考える手がかりがなく、以前に出土したものと一連のものか否かは確定できない。どこで廃棄されたものであるかも検討を要する。

（2）に見える少録は、八省または省レベルの官司の第四等官であるが、記載されている正六位上の位階は八省少録の相当位である正八位上より高い。（3）は玉のためし（見本）の付札である。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九八—

III」（一九九八年）

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三四（一九九八年）

（古尾谷知浩）

平城京左京一条二坊十一坪出土の墨書土器

平城京左京一条二坊十一坪の調査（奈文研第一八二一六次。調査位置は二五頁参照）で、「花寺」と書かれた墨書土器が出土した。墨書は、奈良時代中頃の建物の柱抜取穴から出土した須恵器杯の底部に書かれている。

十一坪は二条大路を挟んで阿弥陀淨土院推定地の南に隣接し、今回の墨書土器も法華（花）寺との関連を想起させる。ただ、十一坪には奈良時代後半に正殿・東西脇殿・後殿からなる大規模な施設が置かれ、回廊に囲まれた特異な建物配置をとる南側の十坪と一体として利用されたと考えられている。この十・十一坪はまた平城宮・京で綠釉瓦が最も濃密に分布する地域もある。



同じ坪内の別の調査では木簡も出土しており（本誌平城京跡（1）二・三）、今回の墨書土器ともども、その性格をめぐる議論に一石を投じることになろう。

（渡辺晃宏）